令和7年度予算編成方針

令和6年10月2日津島市長 日比 一昭

我が国の景気は、コロナ禍の3年間を乗り越え、緩やかに回復しております。先行きについては、緩やかな回復が続くことが期待されますが、物価上昇や金融市場の変動等の影響に十分注意する必要があります。

国の来年度予算の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2024」等を踏まえ、令和6年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとなっていますが、こども・子育て政策の強化、DX・GXの推進、防災・減災、国土強靱化など、地方の財政運営に影響を及ぼす制度や施策について、国及び県の予算編成等の動向を十分注視し、的確に対応していく必要があります。

このような情勢の中、歳入面では、市税については、**個人市民税や固定資産税の増収を見込むものの、資源価格・物価上昇、円安の動向等が今後の企業収益や消費に与える影響が懸念**されます。また、総務省の試算では、地方税収の回復がある中で、地方交付税と臨時財政対策債の合計額の増加が見込まれております。

一方、歳出面では、**高齢化の進展や子育て支援の充実に伴う扶助費の増加**が想定されるほか、本市を取り巻く社会情勢の変化や、一層複雑・多様化する行政ニーズに的確に対応していく必要があります。

こうした中、本市は、市民サービスの向上や津島市の「価値」を高める成長投資など幅広い施策を推進する時期にあります。そこで、令和6年度に引き続き、まちづく り再生、全国トップクラスの子育て支援、定住促進等の展開に取り組みます。

この状況を継続し、将来にわたって持続可能な財政基盤を確立するため、歳入については、国、県の設けた財政措置を確実に把握のうえ的確に活用するとともに、歳出についても一層の事務事業の見直し、経費の節減に取り組むなど、引き続き、歳入・歳出両面にわたる行財政改革に着実に取り組んでいく必要があります。

以上のことから、令和7年度予算は、効率的な行財政運営を着実に実行することで、 真に必要な分野に限られた財源を重点的かつ効果的に配分することを基本に、次に掲 げる「つしま成長戦略」の各項目等の実現を市政の重点目標として、下記に十分留意 の上、年間予算として編成します。

「つしま成長戦略」

- 1 子ども・子育て応援都市、つしま
- 2 防災・減災モデル都市、つしま
- 3 地域の特性を活かした交流都市、つしま
- 4 地域経済が活性化する発展都市、つしま
- 5 いつまでも健康で暮らす都市、つしま

+ プラス

- ○デジタル変革(DX)の確実な推進
- ○グリーン化(GX)のさらなる推進

重点施策

- 〇まちづくり再生第3弾! にぎわいの核となる拠点の整備
- 〇全国トップクラス! 子ども、子育て支援の継続
- 〇定住の促進! 住みたいまちへ魅力の創出と発信

記

1 行政活動の計画・立案に際しては、別に示す「予算編成留意事項」に沿って、市 民にとって真に必要な施策であるかを吟味し、現下の財政状況に鑑み、政策目的と 具体的な施策との整合性が確保されているかを十分検証した上で、**制度・施策その ものの廃止・休止を含めて見直すこと。**

また、「行財政改革推進大綱(改訂版)」及び「行財政改革推進計画(第2次)」 に掲げた取組を着実に実行しながら、引き続き効率的な行財政運営に努めるととも に、「総合計画実施計画」に掲げた施策の推進に努め、本市が直面している複雑多 様な課題に的確に対応すること。

さらに、老朽化が進む公共施設等については、「公共施設等総合管理計画」及び「公共施設等適正配置計画」の方針を念頭に、**各施設の統廃合、長寿命化等に計画的かつ迅速に取り組み、財政負担の軽減を図ること。**

- 2 一層の重点化、効率化に努め、事業の所要額を十分精査し、必要最小限の額で立 案すること。
 - (1) 義務的経費及び性質上削減が困難な経費(①人件費的性格事業、②制度事業) については、緊急性、重要性を勘案した上で、必要最小限の額で立案すること。 会計年度任用職員については、適切な人員の配置等を十分検討すること。

また、**働き方改革の推進、ワーク・ライフ・バランスの実現**による**時間外労働の削減**に取り組むこと。

定年年齢の段階的引上げについては、60歳に達する職員への情報提供・意思確認結果も踏まえ、退職手当はもとより給与費全般について、所要額を的確に見積もること。

(2) **⑥実施計画登載事業**については、**別途通知された額の範囲内で必要最小限の立案とする**こと。なお、国、県の補助事業については、国、県の令和7年度当初予算要求を踏まえた額で立案すること。

(3) **一般行政経費**(③施設維持管理経費、④単独補助金、⑤単独扶助費、⑦その他 投資的事業、⑧その他の事業、⑨指定管理者制度事業)については、**各部局において事務事業の見直しを行う**こと。また、各部局における自主的な事務事業の見 直しを促進するために枠配分方式としている趣旨を理解し、各部局長の責任において、事業ごとに一律的な削減を行うことなく、関係者等と十分に調整を図りながら、付与された財源の範囲内で、真に必要な施策へ重点配分すること。

なお、**部局単位の「予算要求枠」を超える要求は認めない**ので、各部局内で調整すること。

- 3 行政評価制度を活用し、成果重視の視点から、施策目標を達成するための寄与する度合が低い事業は、廃止・休止を含め、抜本的に見直すこと。 また、民間との役割分担に留意しつつ、市民・地域・民間事業者等との連携、協働について積極的に検討すること。
- 4 監査等における指摘事項については、事業内容及び執行方法等を十分検討の上、 早期の是正に取り組むこと。
- 5 各部局に共通する行政課題については、事業の重複、競合を避けるとともに、事業効果をより高めることを念頭に、関係部課相互の連絡・調整を密にとり解決を図ること。
- 6 債務負担行為については、将来の財政運営を圧迫する要因となるので、制度本来 の趣旨に沿って適切な運用を図るものとし、歳出予算と一体的に検討して、真に必 要かつ最小限の額にとどめること。
- 7 特別会計及び企業会計については、特にその設置の趣旨を十分に踏まえて、常に 経営改善に努め、健全な財政運営を基本とした事業執行計画に基づいて編成するこ と。
- 8 一部事務組合、出資法人等に対する財政的支援については、将来的な財政負担に 配慮し、各団体の収支及び中・長期の経営計画を的確に把握した上で検討を行い、 見直しを図ること。

限られた財源の中ではあるが、各部局においては、事業に<u>メリハリ</u>をつけ、津島市の魅力を高める取組となるように、創意工夫を行うこと。